

【県立学校臨時休業チェックリスト】

保健体育課

	チェック
【連携体制】	
1 感染の情報を得たことを保健体育課、教職員課（健康福利室）に連絡	
2 感染の情報を得たことを学校医等に報告、相談体制（休日・夜間）構築	
【学校内の消毒】	
3 学校の消毒について、学校薬剤師と相談	
4 教室、当該生徒等の使用した水道、トイレ、階段の手すり等の消毒	
【濃厚接触者の特定】	
5 当該生徒等のマスク着用の有無の把握	
6 当該生徒等と同じ教室等の者の2週間分の健康観察、マスクの着用状況の把握	
7 当該生徒等と同じ部活動の者の2週間分の健康観察、マスクの着用状況の把握	
8 当該生徒等と一緒に登下校する者の2週間分の健康観察、マスクの着用状況の把握	
9 当該生徒等の教室等の授業担当者の2週間分の健康観察、マスクの着用状況の把握	
【臨時休業の判断】	
10 上記4～9の状況を学校医に説明し、臨時休業実施の相談	
11 上記5～9の状況を踏まえ、保健所と学校が濃厚接触者の特定	
12 上記4～11の状況を踏まえ、保健所と相談の上で、教育委員会（保健体育課）が臨時休業実施の有無、期間、範囲の決定	
【臨時休業の実施】	
13 生徒等および保護者への連絡	
14 臨時休業中の健康観察（全校）実施	
15 プレス発表（学校名非公表）は教育委員会（保健体育課）で実施	

*（例）学校ホームページにて、臨時休業等の公開をするとき

【臨時休業の時】

「○月○日（○）～△月△日（△）本校の臨時休業を実施します。」

【学校再開の時】

「●月●日（●）より本校の教育活動を再開します。」